

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新	旧																																																																																												
<p>第6 建物等の調査</p> <p>1 建物等の区分</p> <p>建物等調査は、表6-1の区分によって行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建 物</td> <td>木造建物の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>非木造建物の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">工 作 物 等</td> <td>機械設備の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>生産設備の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>立竹木の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>庭園の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>墳墓等の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>墓地管理者等の調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 打合せ協議</p> <p>中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>3 現地踏査</p> <p>現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下、各業務区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。</p> <p>この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ）</p> <p style="text-align: right;">表6-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 目</th> <th style="width: 5%;">単 位</th> <th style="width: 5%;">規 模</th> <th style="width: 15%;">職 種</th> <th style="width: 15%;">外 業</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現 地 踏 査</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">業 務</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">—</td> <td>主任技師</td> <td style="text-align: center;">0.50 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技 師 A</td> <td style="text-align: center;">0.50 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td style="text-align: center;">0.50 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 建物の調査</p> <p>建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木造建物[Ⅰ]</td> <td><u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造建物[Ⅱ]</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物[Ⅰ]に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造建物[Ⅲ]</td> <td><u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物[Ⅰ]</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造<u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅</u>の建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物[Ⅱ]</td> <td><u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 分 の 細 目	建 物	木造建物の調査及び算定	木造特殊建物の調査及び算定	非木造建物の調査及び算定	工 作 物 等	機械設備の調査及び算定	生産設備の調査及び算定	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定	立竹木の調査及び算定	庭園の調査及び算定	墳墓等の調査及び算定	墓地管理者等の調査	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.50 人		技 師 A	0.50 人		技 師 B	0.50 人		区 分	判 断 基 準	木造建物[Ⅰ]	<u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u>	木造建物[Ⅱ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物[Ⅰ]に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物[Ⅲ]	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物[Ⅰ]	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅</u> の建物	非木造建物[Ⅱ]	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u>	<p>第6 建物等の調査</p> <p>1 建物等の区分</p> <p>建物等調査は、表6-1の区分によって行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建 物</td> <td>木造建物の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>非木造建物の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">工 作 物 等</td> <td>機械設備の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>生産設備の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>立竹木の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>庭園の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>墳墓等の調査及び算定</td> </tr> <tr> <td>墓地管理者等の調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 打合せ協議</p> <p>中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>3 現地踏査</p> <p>現地踏査は、用地調査等の着手に先立ち現地の概況を把握するもので（以下、各業務区分において同じ）、これに要する直接人件費の積算は、表6-2により行うものとする。</p> <p>この場合において複数の業務区分を同一の業務として発注する場合（例：第6建物等の調査以外に第7営業その他の調査、第8予備調査等の同一発注を行う等）は、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。（以下、各業務区分において同じ）</p> <p style="text-align: right;">表6-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 目</th> <th style="width: 5%;">単 位</th> <th style="width: 5%;">規 模</th> <th style="width: 15%;">職 種</th> <th style="width: 15%;">外 業</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現 地 踏 査</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">業 務</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">—</td> <td>主任技師</td> <td style="text-align: center;">0.50 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技 師 A</td> <td style="text-align: center;">0.50 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技 師 B</td> <td style="text-align: center;">0.50 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 建物の調査</p> <p>建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は、表6-3によるものとする。</p> <p style="text-align: right;">表6-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">木造建物[Ⅰ]</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造建物[Ⅱ]</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物[Ⅰ]に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造建物[Ⅲ]</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物[Ⅰ]</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物[Ⅱ]</td> <td>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 分 の 細 目	建 物	木造建物の調査及び算定	木造特殊建物の調査及び算定	非木造建物の調査及び算定	工 作 物 等	機械設備の調査及び算定	生産設備の調査及び算定	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定	立竹木の調査及び算定	庭園の調査及び算定	墳墓等の調査及び算定	墓地管理者等の調査	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.50 人		技 師 A	0.50 人		技 師 B	0.50 人		区 分	判 断 基 準	木造建物[Ⅰ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物	木造建物[Ⅱ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物[Ⅰ]に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物[Ⅲ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物[Ⅰ]	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物	非木造建物[Ⅱ]	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物
区 分	区 分 の 細 目																																																																																												
建 物	木造建物の調査及び算定																																																																																												
	木造特殊建物の調査及び算定																																																																																												
	非木造建物の調査及び算定																																																																																												
工 作 物 等	機械設備の調査及び算定																																																																																												
	生産設備の調査及び算定																																																																																												
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定																																																																																												
	立竹木の調査及び算定																																																																																												
	庭園の調査及び算定																																																																																												
	墳墓等の調査及び算定																																																																																												
	墓地管理者等の調査																																																																																												
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																																																																								
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.50 人																																																																																									
			技 師 A	0.50 人																																																																																									
			技 師 B	0.50 人																																																																																									
区 分	判 断 基 準																																																																																												
木造建物[Ⅰ]	<u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u>																																																																																												
木造建物[Ⅱ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物[Ⅰ]に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																																																																																												
木造建物[Ⅲ]	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>																																																																																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																																																																																												
非木造建物[Ⅰ]	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅</u> の建物																																																																																												
非木造建物[Ⅱ]	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u>																																																																																												
区 分	区 分 の 細 目																																																																																												
建 物	木造建物の調査及び算定																																																																																												
	木造特殊建物の調査及び算定																																																																																												
	非木造建物の調査及び算定																																																																																												
工 作 物 等	機械設備の調査及び算定																																																																																												
	生産設備の調査及び算定																																																																																												
	附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定																																																																																												
	立竹木の調査及び算定																																																																																												
	庭園の調査及び算定																																																																																												
	墳墓等の調査及び算定																																																																																												
	墓地管理者等の調査																																																																																												
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																																																																								
現 地 踏 査	業 務	—	主任技師	0.50 人																																																																																									
			技 師 A	0.50 人																																																																																									
			技 師 B	0.50 人																																																																																									
区 分	判 断 基 準																																																																																												
木造建物[Ⅰ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物																																																																																												
木造建物[Ⅱ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物[Ⅰ]に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																																																																																												
木造建物[Ⅲ]	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物																																																																																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																																																																																												
非木造建物[Ⅰ]	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物																																																																																												
非木造建物[Ⅱ]	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物																																																																																												

新

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（ <u>鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む</u> ）
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（ <u>非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く</u> ）

表6-10

区分	判断基準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

旧

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表6-9の構造別区分及び表6-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-11により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等）を70パーセントに補正するものとする。

表6-9

区分	構造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表6-10

区分	判断基準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

新

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-29により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-28の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-28

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものものをいう。</p> <p>③玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものものをいう。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷周りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のを除く。</p> <p>②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のは除く。</p> <p>②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のを除く。</p>
用 材 林	<p>ひのき、すぎ等の立木で、用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。</p>

旧

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表6-28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-29により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表6-28の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表6-28

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものものをいう。</p> <p>③玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものものをいう。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷周りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のを除く。</p> <p>②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のは除く。</p> <p>②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のを除く。</p> <p>G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のを除く。</p>
用 材 林	<p>ひのき、すぎ等の立木で、用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。</p>

新

薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で、薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
天然生林 (用材林・薪炭林)	用材林、薪炭林の区分に該当する立木のうち、取得等予定地に存する立木が次の①～③の要件を全て満たすものをいう。 ①林相が自生した立木であり、人為的な管理が見受けられない場合。 ②山林経営の実態等について、地元自治体、森林組合等で調査した結果、天然生林の取引が見受けられない場合。 ③登記されたあるいは明認方法が施された立木が存在しない場合。
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で、果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹	孟宗竹、真竹等で、竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で、育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-29

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
			主任技師	—	—	0.06	0.06人	
薪炭林	1,000 m ²	—	技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
			主任技師	—	—	0.02	0.02人	
			技師 A	0.04	—	0.02	0.06人	
天然生林 (用材林・薪炭林)	1,000 m ²	—	技師 B	0.09	0.06	—	0.15人	
			技師 C	0.09	0.45	0.06	0.60人	
			技師 D	0.13	—	0.06	0.19人	
			主任技師	—	—	0.08	0.08人	
収穫樹	1,000 m ²	—	技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
			主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
竹	1,000 m ²	—	技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	
			主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
苗木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人	
			主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	

注 調査区域の地形等によって表6-30の補正を行うものとする。

表6-30

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

旧

薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で、薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
(新設)	
収穫樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で、果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹	孟宗竹、真竹等で、竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木 (植木畑)	営業用樹木で、育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表6-29

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38人	
			主任技師	—	—	0.06	0.06人	
薪炭林	1,000 m ²	—	技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51人	
			主任技師	—	—	0.06	0.06人	
			技師 A	0.04	—	0.02	0.06人	
(新設)			技師 B	0.09	0.06	—	0.15人	
			技師 C	0.09	0.45	0.06	0.60人	
			技師 D	0.13	—	0.06	0.19人	
			主任技師	—	—	0.08	0.08人	
収穫樹	1,000 m ²	—	技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55人	
			主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
竹	1,000 m ²	—	技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28人	
			主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75人	
苗木 (植木畑)	1,000 m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56人	
			主任技師	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33人	

注 調査区域の地形等によって表6-30の補正を行うものとする。

表6-30

地形	判断基準	補正率
平坦地	平坦な土地	1.00
丘陵地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾斜地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

新

6 工作物の調査
(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-34

区	分	判 断 基 準
寺院又は公営 (私営含む) 墳墓	墳 墓 A	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4㎡程度のもの(10㎡当たり3画地程度)
	墳 墓 B	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの(10㎡当たり5画地程度)
	墳 墓 C	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの(10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳 墓 D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
	墳 墓 E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表6-35

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.16	0.08	0.06	0.30	0.30人	
			技師B	0.16	0.27	0.33	0.76	0.76人	
			技師C	0.16	0.17	—	0.33	0.33人	
			技師D	—	—	0.16	0.16	0.16人	
墳 墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.25	0.08	0.06	0.39	0.39人	
			技師B	0.25	0.46	0.56	1.27	1.27人	
			技師C	0.25	0.17	—	0.42	0.42人	
			技師D	—	—	0.27	0.27	0.27人	
墳 墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79	1.79人	
			技師C	0.36	0.21	—	0.57	0.57人	
			技師D	—	—	0.38	0.38	0.38人	
墳 墓 D	10㎡	3~5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.21	0.08	0.06	0.35	0.35人	
			技師B	0.21	0.37	0.45	1.03	1.03人	
			技師C	0.21	0.21	—	0.42	0.42人	
			技師D	—	—	0.22	0.22	0.22人	
墳 墓 E	10㎡	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79	1.79人	
			技師C	0.36	0.26	—	0.62	0.62人	
			技師D	—	—	0.38	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む。)、立竹木、祭し料(弔祭料を含む。)等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、(7)墓地管理者等の調査で行うものとする。

旧

6 工作物の調査
(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は表6-34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-35により行うものとする。この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-34

区	分	判 断 基 準
寺院又は公営 (私営含む) 墳墓	墳 墓 A	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3~4㎡程度のもの(10㎡当たり3画地程度)
	墳 墓 B	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5~2㎡程度のもの(10㎡当たり5画地程度)
	墳 墓 C	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5㎡以下程度のもの(10㎡当たり7画地程度)
上記以外の墳墓	墳 墓 D	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり3基~5基程度あるもの
	墳 墓 E	墓地使用(祭祀)者の使用範囲が明確になっていないが、10㎡当たり7基程度あるもの

表6-35

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定	算 定		
墳 墓 A	10㎡	3画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.16	0.08	0.06	0.30	0.30人	
			技師B	0.16	0.27	0.33	0.76	0.76人	
			技師C	0.16	0.17	—	0.33	0.33人	
			技師D	—	—	0.16	0.16	0.16人	
墳 墓 B	10㎡	5画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.25	0.08	0.06	0.39	0.39人	
			技師B	0.25	0.46	0.56	1.27	1.27人	
			技師C	0.25	0.17	—	0.42	0.42人	
			技師D	—	—	0.27	0.27	0.27人	
墳 墓 C	10㎡	7画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79	1.79人	
			技師C	0.36	0.21	—	0.57	0.57人	
			技師D	—	—	0.38	0.38	0.38人	
墳 墓 D	10㎡	3~5基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.21	0.08	0.06	0.35	0.35人	
			技師B	0.21	0.37	0.45	1.03	1.03人	
			技師C	0.21	0.21	—	0.42	0.42人	
			技師D	—	—	0.22	0.22	0.22人	
墳 墓 E	10㎡	7基 (画地)程度	主任技師	—	—	0.05	0.05	0.05人	
			技師A	0.36	0.08	0.06	0.50	0.50人	
			技師B	0.36	0.65	0.78	1.79	1.79人	
			技師C	0.36	0.26	—	0.62	0.62人	
			技師D	—	—	0.38	0.38	0.38人	

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障(生垣を含む。)、立竹木等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、(7)墓地管理者等の調査で行うものとする。

新

7 営業その他の調査

1 営業その他の区分

営業その他の調査は、表7-1の区分によって行うものとする。

表7-1

区	分
営業に関する調査及び算定	
居住者に関する調査	
動産に関する調査及び算定	
その他通損に関する算定	

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。

表7-2

種	目	単	位	規	模	職	種	外	業	備	考
現	地	踏	査	業	務	—	技師A 技師B	0.34人 0.34人			

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区	分	単	位	規	模	職	種	外		内		計	備	考
								調	査	図	面			
営	業	事	業	所	—	—	技師A	0.52	0.68	0.68	1.88人			
							技師B	0.52	1.63	1.64	3.79人			
							技師C	0.52	4.06	—	4.58人			
							技師D	—	—	0.46	0.46人			

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して、営業を行っている者をいう。

表7-4

難	易	区	分	営	業	A	営	業	B	営	業	C	営	業	D	営	業	E
補	正	率		0.80	1.00	1.40	1.80	3.00										

注 営業Aとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Bとは、法人で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、又はいずれも複数のもの。

営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。

営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。

なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認められるものについては、別途見積等を徴収して対応するものとする。

旧

第7 営業その他の調査

1 営業その他の区分

営業その他の調査は、表7-1の区分によって行うものとする。

表7-1

区	分
営業に関する調査及び算定	
居住者に関する調査	
動産に関する調査及び算定	
その他通損に関する算定	

2 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

3 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-2により行うものとする。

なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。

表7-2

種	目	単	位	規	模	職	種	外	業	備	考
現	地	踏	査	業	務	—	技師A 技師B	0.26人 0.26人			

4 営業に関する調査及び算定

営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-3により行うものとする。ただし、営業の内容等の難易度によって表7-4の補正を行うものとする。

表7-3

区	分	単	位	規	模	職	種	外		内		計	備	考
								調	査	図	面			
営	業	事	業	所	—	—	技師A	0.57	0.94	0.60	2.11人			
							技師B	0.57	1.43	1.61	3.61人			
							技師C	0.57	3.92	—	4.49人			
							技師D	—	—	0.45	0.45人			

注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して、営業を行っている者をいう。

表7-4

難	易	区	分	営	業	A	営	業	B	営	業	C	営	業	D	営	業	E
補	正	率		0.80	1.00	1.40	1.80	3.00										

注 営業Aとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Bとは、法人で、1営業所かつ1業種のもの。

営業Cとは、個人事業（白色申告又は青色申告）で、営業所・業種のいずれかが複数のもの、又はいずれも複数のもの。

営業Dとは、法人で、営業所・業種のいずれかが複数のもの。

営業Eとは、法人で、営業所・業種のいずれも複数のもの。

なお、法人で営業所・業種が複数のもので、決算書等の分析が極めて困難と認められるものについては、別途見積等を徴収して対応するものとする。

新

5 仮営業所設置工事費用の調査及び算定

仮営業所の設置については、プレハブリース建物で仮営業する場合と賃貸物件によって仮営業する場合の2区分とし、これに要する直接人件費の積算は、表7-5により行うものとする。

表7-5

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18人	
			技師 B	0.33	0.87	0.56	1.76人	
			技師 C	0.33	0.25	—	0.58人	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18人	
			技師 B	0.50	0.25	0.31	1.06人	
			技師 C	0.50	0.50	—	1.00人	

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7-6

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	0.08	—	0.13人	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.23	0.06	0.05	0.34人	
			技師 C	0.23	0.16	0.09	0.48人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.66	0.06	0.06	0.78人	
			技師 C	0.66	0.24	0.09	0.99人	
			技師 D	—	—	0.11	0.11人	
店 舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.23	0.05	0.04	0.32人	
			技師 C	0.23	0.18	0.10	0.51人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.18	0.05	0.04	0.27人	
			技師 C	0.18	0.12	0.10	0.40人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.04	0.03	0.15人	
			技師 C	0.08	0.10	0.06	0.24人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.15	0.04	0.03	0.22人	
			技師 C	0.15	0.13	0.07	0.35人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

旧

5 仮営業所設置工事費用の調査及び算定

仮営業所の設置については、プレハブリース建物で仮営業する場合と賃貸物件によって仮営業する場合の2区分とし、これに要する直接人件費の積算は、表7-5により行うものとする。

表7-5

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
仮営業所設置 プレハブリース	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18人	
			技師 B	0.33	0.87	0.56	1.76人	
			技師 C	0.33	0.25	—	0.58人	
仮営業所設置 賃貸物件	事業所	—	技師 A	—	0.12	0.06	0.18人	
			技師 B	0.50	0.25	0.31	1.06人	
			技師 C	0.50	0.50	—	1.00人	

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表7-6により行うものとする。

表7-6

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	0.05	—	0.10人	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表7-7により行うものとする。

表7-7

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	0.20	0.06	0.05	0.31人	
			技師 C	0.20	0.12	0.09	0.41人	
			技師 D	—	—	0.09	0.09人	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.45	0.05	0.06	0.56人	
			技師 C	0.45	0.24	0.12	0.81人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10人	
店 舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.26	0.05	0.04	0.35人	
			技師 C	0.26	0.18	0.13	0.57人	
			技師 D	—	—	0.09	0.09人	
事 務 所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.17	0.04	0.04	0.25人	
			技師 C	0.17	0.11	0.10	0.38人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07人	
工 場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.05	0.03	0.16人	
			技師 C	0.08	0.10	0.07	0.25人	
			技師 D	—	—	0.03	0.03人	
倉 庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.13	0.04	0.03	0.20人	
			技師 C	0.13	0.12	0.06	0.31人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06人	

注 区分が店舗、事務所、工場及び倉庫で、本表の規模欄に定める面積以外の場合は、表7-8の補正率表を適用するものとする。

新

表7-8

床面積	50㎡未満	50㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 350㎡未満	350㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00	5.40

1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満
6.90	8.70	12.00	15.90

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
仮住居、借家人 又は家賃減収補償 (標準家賃調査あり)	世帯	二	技師A	二	二	0.03	0.03人	補償額算定	
			技師B	二	0.06	0.05	0.11人		
			技師C	二	0.16	0.14	0.30人		
仮住居、借家人 又は家賃減収補償 (標準家賃調査なし)	世帯	一	技師A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定	
			技師B	—	—	0.05	0.05人		
			技師C	—	—	0.14	0.14人		
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定	
			技師B	—	—	0.06	0.06人		
			技師C	—	—	0.48	0.48人		

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定(仮住居、借家人又は家賃減収補償及び移転雑費)の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居あり・標準家賃調査あり)	世帯	技師A	二	0.02	0.11	0.13人		
		技師B	0.28	0.12	0.16	0.56人		
		技師C	0.28	0.40	0.71	1.39人		
		技師D	二	—	0.07	0.07人		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居あり・標準家賃調査なし)	世帯	技師A	—	0.02	0.11	0.13人		
		技師B	0.28	0.06	0.16	0.50人		
		技師C	0.28	0.24	0.71	1.23人		
		技師D	—	—	0.07	0.07人		

注 本表は、表7-6、表7-7(一般住家)及び表7-9の合計人員である。

表7-11

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居なし)	世帯	技師A	—	0.02	0.08	0.10人		
		技師B	0.28	0.06	0.11	0.45人		
		技師C	0.28	0.24	0.57	1.09人		
		技師D	—	—	0.07	0.07人		

注 本表は、表7-10下段より表7-9中段の人員を控除したものである。

旧

表7-8

床面積	50㎡未満	50㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 350㎡未満	350㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.80	4.00	5.40

1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満
6.90	8.70	12.00	15.90

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表7-9により行うものとする。

表7-9

区分	単位	規模	職種	外業		内業		計	備考
				調査	図面等	算定	算定		
(新設)									
仮住居又は借家人補償	世帯	一	技師A	—	—	0.02	0.02人	補償額算定	
			技師B	—	—	0.05	0.05人		
			技師C	—	—	0.13	0.13人		
移転雑費	所有者又は世帯	一	技師A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定	
			技師B	—	—	0.06	0.06人		
			技師C	—	—	0.52	0.52人		

9 その他

建物所有者又は借家人の一般住家であって、6居住者に関する調査、7動産に関する調査及び算定、8その他通損に関する算定(仮住居又は借家人補償及び移転雑費)の総てを発注する場合には、各項目の直接人件費を算出することなく、表7-10を適用することができる。

なお、建物所有者の一般住家であって仮住居を必要としないものは、表7-11を適用するものとする。

表7-10

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
(新設)								
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居あり)	世帯	技師A	—	0.02	0.10	0.12人		
		技師B	0.25	0.06	0.16	0.47人		
		技師C	0.25	0.17	0.74	1.16人		
		技師D	—	—	0.09	0.09人		

注 本表は、表7-6、表7-7(一般住家)及び表7-9の合計人員である。

表7-11

区分	単位	職種	外業		内業		計	備考
			調査	図面等	算定	算定		
居住者に関する調査 動産に関する調査及び算定 その他通損に関する算定(仮住居なし)	世帯	技師A	—	0.02	0.08	0.10人		
		技師B	0.25	0.06	0.11	0.42人		
		技師C	0.25	0.17	0.61	1.03人		
		技師D	—	—	0.09	0.09人		

注 本表は、表7-10より表7-9(仮住居又は借家人補償)の人員を控除したものである。

新

(別表)

設計数量表示単位一覧表

営業 その 他の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1
	営業		事業所	1
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1
		賃貸物件	事業所	1
	居住者		世帯	1
		一般住家、農家住宅	戸	1
	動産	店舗	店舗	1
		事務所、工場、倉庫	事業所	1
		その他通損	<u>仮住居、借家人、家賃減収 (標準家賃調査あり)</u>	世帯
	<u>仮住居、借家人、家賃減収 (標準家賃調査なし)</u>		世帯	1
	移転雑費		所有者又は世帯	1
	その他	仮住居あり	世帯	1
		仮住居なし	世帯	1

旧

(別表)

設計数量表示単位一覧表

営業 その 他の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1
	現地踏査		業務	1
	営業		事業所	1
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1
		賃貸物件	事業所	1
	居住者		世帯	1
		一般住家、農家住宅	戸	1
	動産	店舗	店舗	1
		事務所、工場、倉庫	事業所	1
		その他通損	(新 設)	
	仮住居、借家人		世帯	1
	移転雑費		所有者	1
	その他	仮住居有	世帯	1
		仮住居無	世帯	1